

会員規約



アイビス体操クラブ

[名称]

第1条

本クラブはアイビス体操クラブ（以下、本クラブという）といい、会員に対して体操競技コースなど運動機会を提供すること（以下、本事業という）を事業内容とするスポーツクラブです。

[目的]

第2条

本クラブはスポーツの価値を創造し、より多くの人に運動機会を提供することにより、スポーツの発展と人々の心身の健康作りに貢献することを目的としています。

[入会資格]

第3条

会員は本クラブの目的に賛同し、対象年齢などの別に定める入会条件を満たす必要があります。選手育成コース、選手コースの登録は別途定める〔当クラブ規定〕に基づき、本クラブ指導員が認めた場合のみすることができます。

なお、以下のいずれかに該当する方は本クラブへ入会することができません。

- ・本規約及び本クラブの諸原則を遵守できない方
- ・反社会的勢力またはそれに関わる者と本クラブが判断した方
- ・医師等により運動を禁じられている方
- ・本クラブが会員としてふさわしくないと判断した方
- ・レッスン時、保護者から離れられないお子様

[入会手続き]

第4条

別に定める申し込み要領に従い申し込み手続きを行い、初回のレッスンまでに本クラブ所定の月数分の会費及び入会金等の入金を済ませてください。

初回のレッスンまでに入金を確認できない場合、レッスンを受講していただくことができません。なお、一旦納入した諸費用は、理由の如何を問わず返還いたしかねます。

[月謝]

第5条

会員は本クラブ所定の方法により、本クラブの定める月謝を毎月支払わなければなりません。一旦入金した月謝は、理由の如何に問わず返還しかねます。

[退会]

第6条

会員が会費の支払いを怠ったときは、本クラブは始動の停止または除名の措置をとることが

あります。

退会を希望する場合、退会月の15日までに届け出てください。

[休会]

第7条

休会とは怪我や病気等で1ヵ月以上レッスンを休むことをいう。休会を希望する会員は、休会を開始する日の前月の15日までに届け出てください。

休会の期間中は、会費の半額を毎月お支払いください。なお、別途定める振替制度を利用できる場合は休会には値致しません。

[活動日時]

第8条

本クラブは別に定める練習スケジュールに沿って活動を実施します。

レッスン日は原則として年間で44回です。

[休講]

第9条

施設や指導員の事情により休講になる場合があります。その際は振替の日程を別途検討致します。事故・天災等の理由にやむを得ず休講することもあります。その場合も振替日を別途検討することがあります。

本クラブが、会員において本クラブへの参加を控えるべき理由があると考えられる場合には、会員に対して休講を求めることがあります。その場合には、本クラブへの参加はお控えください。

[登録の変更]

第10条

他のコース・曜日への変更を希望する会員は、前月の15日までに届け出てください。会員の住所・連絡先等、入会申込手続きの際の届出事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出てください。

[除名]

第11条

本規約に違反する場合や第3条に定める入会資格を喪失した場合等、本クラブの会員としてふさわしくないと本クラブが認めた者については除名することがあります。

[事故の責任]

第12条

会員は、本クラブでの活動にあたっては施設管理責任者及び指導員の指示に従い、自己の

責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害、怪我等の事故が起こっても、本クラブ、指導員に対し一切の損害賠償を請求しないものとします。

また、本クラブは会員同士のトラブルについては一切責任を負いません。

活動中の事故や怪我に対する補償は、通常教室はスポーツ安全保険の範囲とします。

[施設器具の破損]

第13条

会員は本クラブの活動に関連する施設器具等を故意または過失により破損・汚損させた場合には、損害賠償の責任を負わなければいけないものとします。

[個人情報及び肖像権の取り扱い]

第14条

- (1) 本クラブは個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を厳守し、個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を取り扱います。
- (2) 会員から取得した個人情報は、本事業にかかる事務のほか、会員への連絡、会費の管理、関連情報の通知及び本クラブからの情報提供のために利用します。
- (3) 本クラブでの活動に関連して撮影・作成された写真・映像・記事等について、会員は本クラブに対して無償で肖像権の使用を許諾するものとし、会員は、本クラブが会員の肖像をメディアへ掲出することに異議を唱えないものとします。
- (4) 会員から取得した個人情報について、第三者へ提供することはありません。

[細則]

第15条

本規約に定めない事項及び本クラブの運営上必要な細則は本クラブが別に定めます。

[規約の改定]

第16条

本規約の改定は本クラブが必要に応じて変更します。

[施行]

第18条

本規約は令和5年4月10日から施行します。